

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公表番号】特表2011-506236(P2011-506236A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-523218(P2010-523218)

【国際特許分類】

C 03 C 27/12 (2006.01)

C 08 L 29/14 (2006.01)

C 08 K 3/22 (2006.01)

【F I】

C 03 C 27/12 D

C 03 C 27/12 L

C 08 L 29/14

C 08 K 3/22

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月9日(2011.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項14

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項14】

無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有する分散液(d1)、ポリビニルアセタール(A1)、無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有しポリビニルアセタール(A1)が溶解した分散液(d2)、及び分散液(d3)の少なくともいずれかに対して粉碎処理を施す請求項11~13のいずれか記載の合わせガラス用中間膜の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

さらに上記課題は、ポリビニルアセタール(A1)、無水アンチモン酸亜鉛(B)、可塑剤(C)及び有機溶媒(D)を含有し、ポリビニルアセタール(A1)が溶解した分散液(d3)を予め調製してから、分散液(d3)をポリビニルアセタール(A2)と溶融混合し、フィルム状に成形することを特徴とする、前記合わせガラス用中間膜の製造方法を提供することによっても解決される。このとき、ポリビニルアセタール(A1)、無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有し、ポリビニルアセタール(A1)が溶解した分散液(d2)を予め調製してから、分散液(d2)と可塑剤(C)を混合して分散液(d3)を調製することが好ましい。さらに、無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有する分散液(d1)とポリビニルアセタール(A1)とを混合して分散液(d2)を調製することが好ましい。無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有する分散液(d1)、ポリビニルアセタール(A1)、無水アンチモン酸亜鉛(B)及び有機溶媒(D)を含有しポリビニルアセタール(A1)が溶解した分散液(d2)

)、及び分散液(d3)の少なくともいずれかに対して粉碎処理を施すことも好ましい。ポリビニルアセタール(A1)が、粘度平均重合度が600～2500のポリビニルアルコールをアセタール化して得られたものであることも好ましい。ポリビニルアセタール(A1)とポリビニルアセタール(A2)のアセタール化度の差が8モル%以下であることも好ましい。また、ポリビニルアセタール(A1)とポリビニルアセタール(A2)の重量比(A1/A2)が0.2/100～10/100であることも好ましい。